

（仮称）千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する 条例（案）の概要について

1 条例制定の背景・目的

国は、平成25年12月13日、国家戦略特別区域法を制定し、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点形成を促進することとしました。

本市では、平成28年1月29日に国家戦略特別区域の指定を受け、法による規制改革事項等を活用した各種事業を展開しています。このメニューの一つに「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」があります。

特区民泊は、賃貸借契約に基づき施設を一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務の提供等を行う事業ですが、市の指定する区域内において認定を受けた認定事業者は、特区民泊を実施することができます。この特区民泊が適正に実施されるよう、条例を制定するものです。

< 国家戦略特別区域『千葉市外国人滞在施設経営事業（特区民泊）』の実施概要について >

1 実施目的

本市では自然豊かな内陸部の活性化を図るため、「緑」「里」「農」をキーワードとする農業体験や観光資源を有効に活用し、「ちば」共創都市圏」としての広域的な連携を組み込みながら戦略的なプロモーションを行います。

この取り組みの一つのツールとして特区民泊を導入することで、地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動の提供を促進し、市内滞在時間の増加による地域経済活動の活性化、グリーンエリアの実感価値の向上及び観光振興の推進を目指します。

2 実施地域

若葉区及び緑区の一部の区域（別添参照）

3 必要宿泊日数

2泊3日以上

4 事業開始時期

平成29年中の事業開始を予定

【参考】

- 「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」とは
 - ・ 賃貸借契約に基づき施設を一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務の提供等を行う事業
 - ・ 外国人の滞在に適した宿泊施設の提供を目的としていますが、日本人も含めて利用が可能です。
 - ・ 家主が同居するいわゆるホームステイ型での実施はできません。

2 条例制定に関する基本的な考え方

特区民泊の導入に当たっては、施設を使用させる期間を2泊3日以上とするほか、認定事業者に対して、本市の地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動の提供を促すことにより、市内滞在時間の増加による地域経済活動の活性化、グリーンエリアの実感価値の向上を図ります。

また、認定事業者に、認定施設ごとの標識の設置、滞在者の安全確保、周辺地域の生活環境への悪影響に配慮するよう要請する一方で、市による立入調査を実施することで、特区民泊の適正な運用の確保に努めます。

3 条例（案）の概要

特区民泊の導入に当たっては、適正な運用が確保されるよう、法律等で定める事項のほか、次のとおり必要な事項を規定する条例を制定いたします。

（１）施設を使用させる期間

- ・国家戦略特別区域法施行令で定める基準の下限の日数である３日

（２）認定事業者の責務

- ・本市の地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動の（情報）提供（努力義務）
- ・認定施設ごとに標識を設置すること
- ・火災その他災害発生時における滞在者の安全の確保を図るために必要な措置を講じること
- ・滞在者に対し周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項を説明すること

（３）市職員による立入調査等の権限

- ・認定事業者の事務所又は認定施設への立入調査
- ・関係者への質問

【参考】法律等による認定事業者の責務

- 事業認定申請前に近隣住民への周知、説明
- 衛生基準は旅館業の許可と同等基準
- ゴミの適切な処理
- 利用開始時及び利用終了時の対面等による本人確認
- 外国語による注意事項（騒音、火の元、緊急時の対応）の説明
- 緊急時対応（２４時間）・苦情対応の窓口設置
- 事業実施状況の報告

4 事業開始までの事務スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 7 / 1 | 市政だより掲載（パブコメ実施、住民説明会実施） |
| 7 / 3～8 / 4 | 条例（案）の概要 パブリックコメント実施 |
| 7 / 15 | 若葉区、緑区住民への説明会実施 |
| 9月 | 平成29年第3回定例会 条例議案提出 |
| 12月中 | 事業開始 |